

こども大綱中間整理案について（意見）

1. 「(1)国の政策決定過程へのこども・若者参画の参画推進」について、原案の記述では、その中核的な手法を「こども若者★いけんぷらす」という特定取組に拘束する可能性も否めない。今後より適切な手法／取組が見いだされていく可能性もある。例示するとしても幅を持たせる表現にする方が妥当ではないだろうか。
2. 前項について、具体的には「ミニ・パブリックス（抽選代表による熟議プロセス）」の手法が挙げられる（例えば、コンセンサス会議や討議型世論調査など）。政治的平等と意味ある熟議とを両立させるミニ・パブリックスは国の政策決定過程のみならず、地方自治体等における取組でも推進していくことが期待される手法であろう。そのため、こども・若者参画に適した具体化を検討する必要がある、「(7)こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究」に例示してもよいのではないだろうか。
3. 「(2)地方自治体等における取組推進」でルール等の制定／見直しに関する記述が見られる。この際、制定／見直しの範囲もこども・若者の参画によってなされる必要があることを明記してもよいのではないだろうか。また、この項目はその説明から校則改定の取組が主に想定されているものと思われるが、校則だけではなく教育活動全般でこども・若者の意見が聴かれ反映されていく必要があることも示すべきだろう。実際、学校運営全般について参画を進めている取組も既にある（例えば、三者協議会／四者協議会の実践）。原案の記載ではこども・若者の参画をルール策定に限定させてしまう恐れもあり、例示するにしても幅を持たせる表現を求めたい。加えて、推進理由に「教育的な意義があることから」と書かれている部分は「教育的な意義もあることから」と修正することを提案したい。教育的な意義の高低／有無が主たる理由で、こども・若者の参画の取組が大きく左右されるべきではないと考えるからである。
4. 国・地方自治体いずれにおいても、その場で扱われるテーマによっては、当事者性のあるこども・若者の参加を努めることを記してもよいのではないだろうか。興味関心の有無と当事者性の有無とは必ずしも一致するものではない。当事者としての経験に基づく意見が共有されることによって、実態に即した形での問題と課題の認識／発見につながることを期待される。同時に、当事者の語りや聴く非当事者が自らのものの見方や考え方を容れさせ、連帯性の構築／醸成へと導かれていく契機になるとも考えられる。ただし、当事者と一括りに述べてもその内実は多様である。どういう背景／特性の当事者の声を、どのように把握し切れていないのかについて常に反省的に捉え直し、多様な手段を組み合わせる努力が不断に求められることは改めて確認しておきたい。

以上